

件名	25陳情第9号 「地方自治法第124条改正についての意見書提出」に関する陳情II
<p>趣旨 首記法律は議長への請願方法を定めており、議長に提出する前に中間検査に等しい議員の紹介が必須です。これは請願者が町長へ直接提出できる請願との関係において、憲法14条(国民の平等他)で保証されている平等が損なわれているので議長から関係行政庁に意見書として法律改正を申し入れていただきたく陳情する。</p> <p>1 内容 :掲記法律は議会議員の紹介が請願の要件であるが、町長への請願はそのような中間検査はない。この中間検査は請願者にとって負担であり憲法14条の「法の下での平等」に反している。地方自治法の掲記条文から紹介議員の存在を消し去る改正は負担が軽減されるので公益になる。よって、同条文から紹介議員の存在を消し去る改正は公益に寄与すると関係自治法99条(意見書の提出)により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。</p> <p>2 理由 :2.1(請願法に基づく)羽村市長への請願、たとえば「(区画整理審議会における)職員の失態を市長は謝罪すべきに関する請願」(平成25年8月7日付け)は、私からの提出により中間検査無く請願先にて受理された。</p> <p>2.2 一方、議長への請願は、日本国憲法第94条(地方自治の原則)による地方自治法第124条に従っている瑞穂町議会規則第87条(請願書の記載事項等)第2項により、「議員の紹介」を議長への提出の要件としている。</p> <p>2.3 議長は、処分に関して自治法105条の2(抗告訴訟の取り扱い)において「---、議長は普通地方公共団体を代表する」ので町長と同格である。よって、2.1項に無い中間検査に等しい条件を2.2項の条例が請願者に要求するのは請願者にとって法の下での平等では無い。</p> <p>2.4 繰り返すと、議長も町長も同じように請願を処分するのであるから、請願者が議長へ請願を直接に提出できないのは、議長が請願者を結果として不平等に扱っているのであり、この不平等は解消されねばならない。</p>	